

事務事業名	公図訂正事業 ☐ 実施計画事業		所属部局	建設部		単位番号	7103								
			所属課室	用地管理課		課長名	小松 寛								
			所属担当	管理担当		担当者名	清水 学								
基本政策	基本計画体系 Ⅲ 15 24	うるおいと利便性のある都市づくり 市街地・住環境の整備 計画的な土地利用の推進	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目					
			01	一般	0	8	0	1	0	1	0	2	0	0	4
政策			事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金	☐ 施設等維持管理事業 ☐ 補助金交付事業 ☒ その他の事業										
施策			法令根拠	地方税法、不動産登記法											
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 H15 年度) ~ (年度) 年度)														
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 地籍調査の成果である地籍図(14条地図)に誤りがある場合に法務局に申出を行い、これを訂正する事業。また、法務局における分合筆のデータを市の管理データである14条地図の写しとGISに反映する事業。			事業費の主な内訳 (22年度)											
				項目(細節)	金額(千円)	項目(細節)	金額(千円)								
				登記委託料(単)	294										
				登記委託料(複)	4,550										
				その他委託料	1,188										
		計								6,038					

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	地籍調査の錯誤による地図訂正、マイラー図修正及びGISシステムへの取り込みを行った。
23年度活動予定	地籍調査の錯誤による地図訂正、マイラー図修正及びGISシステムへの取り込みを行う。
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
	・地籍調査の成果に誤りのある土地、14条地図、登記情報 ・マイラー図(14条地図の写し)
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
	・誤りのある地籍調査の成果を訂正し、実際の土地の形状を14条地図に反映できるようにする。 ・マイラー図を修正した後に、その情報をGISに取り込み日常業務に使用できるようにする。
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
	良好な住環境の整備

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 地図訂正申出件数	件
イ GISシステム取り込み件数	件
ウ	
⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 地図訂正対象件数	件
イ 修正対象マイラー図数	枚
ウ	
⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 地図訂正できた件数	件
イ GISに取り込めたマイラー図数	枚
ウ	
⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 住みよいと感じている人の数	人
イ	

(2) 事業費・指標の推移			単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終 年度 (トータルコスト・目標)
年間 トータル コスト	事業費	国庫支出金	千円							
		県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円	231	209	234	234	234	234	
		一般財源	千円	2,400	6,038	4,635	9,096	9,096	9,096	
	事業費計 (A)		千円	2,631	6,247	4,869	9,330	9,330	9,330	0
	人件費	正規職員従事人数	人	2	4	4	3	3	3	
		延べ業務時間	時間	1,000	1,200	960	960	960	960	
		人件費計 (B)	千円	4,461	5,353	3,804	3,804	3,804	3,804	0
	(A)+(B)		千円	7,092	11,600	8,673	13,134	13,134	13,134	0
活動指標	ア	件		22.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	
	イ	件		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
対象指標	ア	件		22.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	
	イ	枚		335.0	275.0	280.0	280.0	280.0	280.0	
成果指標	ア	件		20.0	22.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
	イ	枚		335.0	275.0	280.0	280.0	280.0	280.0	
上位成果指標	ア	人								
	イ									

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	地図訂正業務は、芦安地区を除く旧町村当時から実施しており、GISへの取り込みは平成19年以来実施している。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	地図訂正業務については、主に開発事業に伴って発生している。件数的には横ばい傾向にある。今後も数年間は横ばい傾向であると思われる。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	土地所有者等から地図の誤りを訂正してほしいとの申出がある。地図の写しの交付を受ける住民から、できるだけ新しい情報をほしいとの要求がある。

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は？	☐ 取り組みしている ⇒【内容！】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由！】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	地図訂正業務については、市が負担する訂正費用を抑えるため、最低限の範囲で訂正作業ができるよう、法務局との協議に臨んでいる。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	所有者からの詳細な情報収集、担当内の意思統一及び情報の共有

事務事業名	公図訂正事業	所属部	建設部	所属課	用地管理課
-------	--------	-----	-----	-----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？ 意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 事業が行われることにより、土地の境界トラブル回避や登記がスムーズに行われ、良好な住環境が実現する。
	②公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？ 民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 地籍調査を実施したのは市であり、地図の誤りを発見した市は、遅滞なくその誤りを法務局に通知することと国交省からの通達がある。市が所有する14条地図の写しの修正等は外部委託している。
	③維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 地図の誤りは、地籍調査当時の調査方法や考え方が現代のものと相違していたことから発生するものが多く、地籍調査をやりにおさない限りなくなることはない。土地の分合筆は日々行われており、定期的に修正を加えなければ市民に交付する情報としての役割が果たせない。
有効性 評価	④成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 不動産登記法や地方税法の規定により、現在の訂正方法以外に訂正する手段がない。GISへの取り込みは他に方法がない。
	⑤類似事業との統合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入！) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 ☒ 類似事務事業がない
	⑥休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 ・境界トラブルが発生する。 ・開発行為が実施できない。 ・適正な課税に支障が生ずる。 ☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒【理由↓】 ・境界トラブルの防止や健全な開発行為を妨げることとなる。 ・誤課税を訂正できなくなる。
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 ・合併当社から現在まで、地図訂正に要する費用は全て市が負担しているが、その一部を土地の所有者に負担を求め、事業費の削減を図る。 ・法定外公共物の図上復元に係る地図訂正を実施せず処理できる仕組みを構築する。
	⑧人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方を見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 市は、地籍調査を実施した責任上、地図訂正業務にかかわりを持たないわけにはいかない。他の業務(地籍調査業務)が整理されない限り、現状での人員の削減はできない。
公平性 評価	⑨受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 訂正申出のあったすべての件に対応しているので公平性を欠くことはない。

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	年間の申出数等把握できない為、計画的に事業が推進できない。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可		(3) 改革・改善による方向性																						
☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について		(5) 事務事業優先度評価結果																						
①事務をスムーズに進めるためには、個々の知識の習得や交渉術を向上する必要がある。 ②地図訂正費用の一部を個人負担に変更する。 ③法定外公共物の図上復元に係る地図訂正を実施せず処理できる仕組みを構築する。		<table><tr><td>成果優先度評価結果</td><td>⑩</td></tr><tr><td>コスト削減優先度評価結果</td><td>①</td></tr></table>		成果優先度評価結果	⑩	コスト削減優先度評価結果	①																	
成果優先度評価結果	⑩																							
コスト削減優先度評価結果	①																							
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策																								
①個々の知識の習得→担当内での勉強会の開催や研修会への参加 ②費用負担の一部を個人負担とすることに理解が得られるか→錯誤の生じたことは市だけの責任ではないことを説明し理解を得る。 ③まったく新しいシステムを構築しなければならない→マニュアルを作成する。																								